

令和8年第1回教育委員会定例会
(1月13日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和8年1月13日（火）午後2時02分から午後3時39分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	神田しげみ
委 員	川崎 修一
委 員	岩永 章
委 員	浦井 祥子

○出席者

事 務 局 次 長	佐々木洋人
庶 務 課 長	山田 安宏
教育施設担当課長	中島 伸也
学 務 課 長	仲田賢太郎
児 童 保 育 課 長	村松 有希
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長	増嶋 広曜
兼教育支援館長	
生涯学習推進担当部長	吉本 由紀
生 涯 学 習 課 長	吉江 司
スポーツ振興課長	榎本 賢
中 央 図 書 館 長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 議席の決定

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 令和7年度学校・園ボランティアへの感謝状の贈呈について

(2) 学務課

イ 台東区通学路交通安全点検プログラムの策定について

ウ 小中学校補助教材費等支援の拡充について（宿泊行事）

エ 小学校知的障害特別支援学級の整備について

(3) 児童保育課

オ 令和8年度における保育環境の整備について

カ 谷中保育園隣接地整備について

(4) 放課後対策担当

キ こどもクラブ待機児童対策の今後の方針について

ク 令和8年度の放課後対策事業について

(5) スポーツ振興課

ケ 台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場整備に向けた基本計画について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和8年2月の行事予定について

(2) 学務課

イ 令和7年度学校保健関係表彰について

ウ 第58回台東区学校保健研究発表会の開催について

(3) 指導課

エ 中学校部活動の地域連携・地域展開に向けた今後の取組みについて

3 その他

午後2時02分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和8年第1回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、川崎委員にお願いいたします。

ここで、令和7年12月18日付で教育委員に就任されました岩永委員より、ご挨拶をいただきますと思います。岩永委員、お願いいたします。

○岩永委員 岩永章と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は昭和55年、東京都の中学校の理科の教員として採用されまして、それ以来ずっと中学校教員を続けてきた次第でございます。教員の前半は、教科指導はもちろん、進路指導、生活指導、特別活動、部活動の指導などに力を注ぎ、後半は教育管理職として、ずっと学校に勤務してまいりました。その間に、台東区で神田委員とはご一緒させていただいた経緯もございます。

退職後は早稲田大学教職大学院で、大学院生を教える中で、これからの教育のあり方についていろいろと考えてまいりました。

一昨年の10月より、台東区教育委員会の研修支援専門員として、教育委員会の指導課の事務の支援や学校現場を回りました。幼稚園も回らせていただく中で、現場の先生方の支援に力を注いでまいりました。この経験を生かして、教育委員として全力を尽くしてまいります。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐藤教育長 それでは、教育長及び教育委員の自己紹介をさせていただきます。

まず、私から、教育長の佐藤でございます。

10月に再任されまして、4年目ということです。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、神田委員、お願いいたします。

○神田委員 教育委員の神田です。

現在、職務代理をやっております。今、2期目に入っております。

岩永委員は、私が谷中小の校長になったときの指導課長ということで、また中学校に詳しいということで、大変嬉しく思っています。

よろしくお願い申し上げます。

○佐藤教育長 次に、川崎委員、お願いします。

○川崎委員 川崎修一です。よろしくお願い申し上げます。

設計事務所をやっているんですが、本業は今、明星大学建築学部というところで建築計画の研究室を持っております。

専門は福祉施設、それから学校施設で、実務でも幼稚園、小学校等の設計をやっております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○佐藤教育長 次に、浦井委員、お願いします。

○浦井委員 浦井祥子と申します。よろしくお願い申し上げます。

私も佐藤教育長が1期目に就任されたすぐ後に、教育委員にならせていただいたので、4年目ということになります。

専門は歴史で、徳川林政史研究所というところで特任研究員をさせていただいております。若輩者で、本当にいろいろ勉強させていただきながらですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 次に、教育委員会事務局管理職から、自己紹介をお願いいたします。

順番は、佐々木事務局次長からお願いいたします。

○事務局次長 事務局次長の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習推進担当部長 生涯学習推進担当部長の吉本です。よろしくお願いいたします。

○庶務課長 庶務課長の山田です。よろしくお願いいたします。

○教育施設担当課長 教育施設担当課長の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○学務課長 学務課長の仲田です。よろしくお願いします。

○児童保育課長 児童保育課長、村松です。よろしくお願いいたします。

○放課後対策担当課長 放課後対策担当課長、別府でございます。よろしくお願いします。

○指導課長 指導課長の宮脇です。よろしくお願いいたします。

○教育改革担当課長 教育改革担当課長兼教育支援館長の増嶋でございます。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長 生涯学習課長の吉江と申します。よろしくお願いいたします。

○スポーツ振興課長 スポーツ振興課長の榎本といいます。よろしくお願いします。

○中央図書館長 中央図書館長、穴澤と申します。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 以上が管理職でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影又は録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思います。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては、日程第2の順序を変更して、教育長報告の協議事項、庶務課のア、教育長報告の報告事項、庶務課のア、学務課のイ及びウから聴取し、その他の案件については、傍聴人退出後に非公開で聴取いたしたいと思います。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議席の決定について〉

○佐藤教育長 それでは日程第1、議席の決定についてでございます。

委員の議席につきましては、東京都台東区教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、教育長の私が会議に諮って定めることになっております。つきましては、令和8年1月13日からの議席は、議席1番 浦井委員、議席2番 岩永委員、議席3番 川崎委員、議席4番 神田委員、議席5番 私としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、令和7年度学校・園ボランティアへの感謝状の贈呈についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

まず1、感謝状贈呈の概要についてでございます。ボランティア活動を通じて、小中学校等に貢献されている方々の労をねぎらい、さらなる活躍を期待し、その功績が特に顕著である個人または団体に対して感謝の意を表すため、感謝状の贈呈を行うものでございます。

次に、2の贈呈について、まず(1)の贈呈の対象でございます。資料に記載の活動につきまして、概ね2年以上の期間にわたり活動を行っている団体等を対象としております。

続きまして、(2)受彰予定者でございます。お手数ですが、資料2ページをご覧ください。今年度は小学校2校から、1個人、1団体の推薦がございました。この方々につきまして受彰予定者としたいと考えております。活動内容等につきましては資料に記載のとおりでございます。

お手数ですが、1ページにお戻りください。(3)の贈呈式でございます。感謝状の贈呈式は、令和8年2月24日午前10時30分からを予定しております。場所は区役所10階の1001会議室でございます。教育委員の皆様におかれましては、ご出席方よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、本案のとおり決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○神田委員 毎年、同じことを言っているようで申し訳ないのですが、せっかくの感謝状なので、1個人と1団体というのは少ないかと思えます。

昨年度も同様だったと思うので、課題があるのでしょうか。どんな働きかけをした結果、

この二つになったのか、教えてください。

○庶務課長 まず今回、1団体、1個人ということで、2組ということになっております。こちらにつきましては、今神田委員からご指摘がありましたとおり、このところ大体件数がこのぐらいになってしまっています。本事業につきましては、平成22年から要綱制定して制度が組み立てられてきておりまして、最も多かったのはその初年度、このときは17件ございました。ただ、その後やはり、一度感謝状を差し上げますと、その後一定の期間、再度の感謝状贈呈というのがなかなかできなかったりしたというところがあって、平成28年度に一度そこを改正して、5年経過しますと同じ団体の方でも、また感謝状を贈呈させていただけるようにしました。そのような形で、各学校のほうにはなるべくいろんな範囲で、今回の資料、2番の贈呈の対象のところにもありますけれども、大きく四つのジャンルに関して、何らかの働きをしていただいた方というのを積極的に推薦していただきたいということで、学校のほうにお話を申し上げているところです。ですがやはり、どうしても現状として対象者があまりいらっしゃらないというところがまずあるというところではございます。

ただ、ご指摘いただいたように、やはりこの感謝状を差し上げることによって、我々も感謝の意を表することができますし、また、やっていただいている方にとっても何らかの励みにもなるのかなと、そこはすごく思いますので、今回も推薦に関しては一定の期間をとって学校のほうにお願いしたところではございます。ただ、あいにく結果はこのぐらいということだったところで、引き続き、またこの意義なんかも含めて、学校にもお話ししながら、今度は早めに、少し推薦期間を長めに取るとか、そういったところの工夫をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○神田委員 いろいろご努力をされているということで、ありがたく思います。

早めに申込んでいただくこともいいですし、逆に、年度はじめにお願いをしておくことで推薦しやすくすることもあるかと思います。

以上です。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか。

○岩永委員 表彰した後の団体、あるいは個人の方々の広報等についてお伺いします。こういう方にこういう理由で表彰しましたなど、区民への周知はどうなっていますでしょうか。

○庶務課長 こちらにつきましては、我々のほうで発行しています広報誌の大輪ですとか、そういったところに掲載をさせていただきまして、広くお知らせする努力をしているところでございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、協議どおり決定いたしたいと思えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

まずは、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、令和8年2月の教育委員会の行事予定についてご説明いたします。資料10をご覧ください。

まず、教育委員会の定例会でございますが、3日と24日の火曜日でございます。3日の火曜日は通常の14時ではなく13時からの開会とさせていただきます。その後、引き続き15時から第二ブロック教育委員会協議会が北区飛鳥山博物館講堂で開かれます。続けてのご出席になりますが、よろしくお願いいたします。

それから、2回目の24日のほうもいろいろありまして、午前中は、今しがた私からご説明させていただいた学校・園ボランティアへの感謝状贈呈式。その後、午後1時から教育委員会の定例会をお願いします。さらにその終了後、私立幼稚園連合会と教育委員の懇談会が予定されておりますので、こちらもお出席をいただきたいと思います。

そのほか、10日火曜日の人権尊重教育の推進校の研究発表会、桜橋中学校等、資料に記載の行事が予定されております。よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 イウ

○佐藤教育長 次に、学務課のイ、及びウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のイ、令和7年度学校保健関係表彰についてご説明いたします。資料11をご覧ください。

項番の1、文部科学大臣表彰につきましては、資料記載の高橋先生が受賞されております。表彰式は昨年11月20日に横浜武道館で行われました。

次に項番の2、東京都功労者表彰につきましては、資料記載の三浦先生が受賞されております。表彰式は昨年10月1日に都庁において行われました。

最後に項番の3、東京都教育委員会表彰につきましては、資料記載の3名の先生方が受賞されました。表彰式は今年1月16日、都庁において行われる予定でございます。

なお、以上3件の表彰につきましては、台東区学校保健会の選考委員会におきまして基

準に基づいて選考がされ、東京都へ推薦をしたところでございます。

続きまして、報告事項のウ、第58回台東区学校保健研究発表会の開催についてご説明をいたします。資料は12でございます。

台東区学校保健会は、学校保健の研究ならびに普及・発展を図ることを目的としておりまして、その一環として、例年研究発表会を行っております。この研究発表会を教育委員会と台東区学校保健会との共催で実施をする内容でございます。

日時は、令和8年2月19日、木曜日の1時半からでございます。会場につきましては、台東一丁目区民館の多目的ホールで、研究発表の内容につきましては、医科、歯科、学校薬剤師の3件から、記載のとおりでございます。

また、今年度の特別講演としまして、HPVとワクチンについてというテーマで、永寿総合病院の産婦人科、小田部長にご講演をいただく予定でございます。

研究発表会につきましの説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、まずは学務課のイについて、何かご質問はありますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 次に、学務課のウについて、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイ、及びウについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより会議は非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○佐藤教育長 非公開の会議録署名委員につきましては、定例会に引き続き、川崎委員にお願いいたします。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 学務課 イウエ

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、学務課のイ、ウ、及びエを議題といたします。

それでは、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、はじめに協議事項のイ、台東区通学路交通安全点検プログラムの策定についてご説明をいたします。資料は2でございます。

項番の1、概要になります。通学路の安全確保は、各小学校での点検のほか、学校安全ボランティアや子供の安全巡回パトロールなど、様々な対策に取り組んでいるところですが、道路に関係する部分は関係機関が多く、これらの機関が連携をして対応することが必要となってまいります。そのため、さらなる安全性を向上するために、通学路交通安全点検プログラムを策定しまして、関係機関と共に通学路を継続的に点検するものでございます。

項番2、関係機関は記載のとおりでございます。

次に、項番の3、実施概要でございます。実施の内容につきましては、別添の交通安全点検プログラムのとおりでございますが、その概要をこちらでご説明させていただきます。まず(1)の年間スケジュールです。5月から6月に対象となる小学校で危険箇所を抽出しまして、教育委員会で点検箇所を決定した後、7月から9月の間に関係機関で、合同で点検を行います。その後9月から10月に各機関で対策を検討しまして対策を実施するというところで年度末には対象箇所の一覧等、結果の公表を行うものでございます。

また、(2)実施グループですが、小学校19校を4グループに分けて4年に1回順に合同点検を実施いたします。令和12年度以降は表の順のAに戻って、また点検を継続するという内容でございます。

2ページをご覧ください。項番5のシステムの導入でございます。今回の合同点検に当たりまして、システムの導入をいたします。特徴といたしましては、まず(1)、過去の重大事故発生データを基にAIが分析をしまして、危険発生箇所を予測。リスクの高い箇所を抽出いたします。

次に(2)のとおり、学校の要望提出から担当機関の決定、実施状況の進捗まで、システムで一元管理をされますので、効率的な進捗管理が可能となってまいります。

また、(3)のとおり関係機関は同一システム上で作業をし、リアルタイムで更新をされます。結果の公表もこの地図上で行いますので、区民の視認性の向上も図られます。

このシステムの導入及び運用に係る経費としまして、項番6、予算額案の116万1,000円を令和8年度予算に計上しております。

項番7、今後の予定としましては政策会議、区議会に報告をした後、令和8年度から点検を実施してまいります。

説明は以上でございます。

続きまして、小中学校補助教材費等支援の拡充について(宿泊行事)についてご説明をいたします。資料3をご覧ください。PDFは通しで8ページでございます。

項番1、経緯です。台東区では今年度から、区立小中学校等に通う児童生徒が使用する補助教材費等に関わる費用を支援しまして、教育環境の充実や保護者負担の軽減を図ってまいりました。しかし物価が高止まりをし、子育て世帯の負担が大きい状況が続いております。そのため、教育課程を履修するために必要な費用を広く支援する必要があるというふうに考えております。

項番2、今後の方針でございますが、各家庭の経済的な状況にかかわらず、誰もが等しく教育を受けられる環境整備に向けまして、義務教育の教育課程において直接必要な費用は区で経費負担をするものでございます。費用負担につきましては下の表のとおりでございますが、まず表の上から、給食費は令和5年1月から支援を開始しております。続いて物品に関しましては、補助教材・学用品について今年度から、また日帰りの校外学習費についても今年度から支援を行ってまいります。来年度以降につきましては、この太線で囲んであるとおり宿泊行事費を加えて支援をしてまいります。また、対象費用は義務教育の教育課程において直接必要な費用となりますので、表の一番右に記載をしております。教育課程外の部活動に関わる費用や通学用品、記念品に関わる費用については、支援対象外といたします。

項番3、来年度の充実内容は今申し上げたとおり、事業の支援対象に宿泊行事に関わる費用を追加するものでございます。また、この機会に、修学旅行について計画段階で生徒が主体的に関われるような機会を今後検討してまいります。なお宿泊行事費につきましては、これまで就学援助や就学奨励事業において支援を行ってまいりましたが、支援内容が重複する部分につきましては所要の調整を行います。

(2) のとおり、実施時期は令和8年4月以降といたします。

項番4、予算額の案としては記載の1億8,000万弱でございます。

項番5、今後の予定につきましては政策会議後、区議会報告を経て、令和8年度より支援を開始してまいります。

説明は以上でございます。

続きまして、資料の4をご覧ください。協議事項のエ、小学校知的障害特別支援学級の整備についてでございます。

項番1、区立小中学校特別支援学級の整備に関する方針でございます。こちらは令和6年3月に策定をいたしましたが、その整備方針におきまして学級増設の検討を行う目安を、対応できる児童・生徒数の8割程度に達した場合としております。また、学級整備をする学校の検討に当たりましては、指導スペースや設備、また、既存の設置校の分布状況等に留意をしながら検討するというふうになっております。

項番2、現在の台東区の状況でございますが、就学相談を申し込まれる方の住所は、区の中央から東側、地図で言いますと昭和通りから東側に集中していると、また東北側に多いという傾向がございます。現在区内では4校に知的障害の特別支援学級がございますが、合計で94人が在籍をしております。

下のグラフにございますとおり、受入可能数の上限が104人でございますので、現在の受入率としては90.4%という状況でございます。また、その下の棒グラフに記載をしておりますとおり、申込数が年々増加をしておりますので、新たな環境の整備が必要だというふうに考えております。

次に項番3、知的の固定学級が設置されております各校の状況でございますが、まず1点

目と2点目の東泉小学校と金竜小学校ともに、高学年の在籍児童数が少ないため、今後卒業する生徒がここ数年は少ないという状況でございますが、入学の児童数については増加傾向にございますので、学級数としては増えている傾向にあります。一方で次の松葉小と蔵前小学校でございます。これは年度によりばらつきはございますが、卒業の児童数と入学児童数がバランスよく推移したりというようなこともございまして、当面学級増の可能性が低いというふうに考えております。

資料2ページをご覧ください。項番4、新規整備校でございます。引き続き区の北側のニーズが高いということを考えまして、また、スペースが一定程度確保できることを勘案しまして、新たに千束小学校に整備したいというふうに考えております。

恐れ入ります、次のページ、別紙でございますが特別支援学級を設置する図面が記載されております。左上側の2階のところに図書室がございますが、この校舎2階の図書室を特別支援学級の3教室と、プレイスぺース・職員室として、整備を行うものでございます。この間仕切りで区切る教室①・②の広さは、普通教室の半分程度の約30平米程度を想定しているという内容でございます。

また、これに伴いまして、図書室・いたどり教室・準備室が移設となります。また、算数ルームにつきましては、普通教室の空き教室を転用されるということで、学校から伺っております。

恐れ入ります、資料の2ページにお戻りいただきまして、項番5、予算額の案でございます。環境整備等に関わる工事費用としまして、歳出予算が4,933万7,000円を計上してございます。

項番6、今後の予定でございますが、令和9年4月の学級開設に向けまして、政策会議・議会報告をした後、令和8年度から学級開設に向けた工事、また就学相談等を進めてまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 まず、ただいまの説明につきまして、学務課のイについて、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 こちら大変よい取組だなというふうに思います。やはり通学路というのは危険なことも多いですし、いろいろなニュースで痛ましい事件を耳にすることも多いですので、ぜひこういう取組をと思うんですが、一つご質問させていただきたくて。4年ごとに、このそれぞれのグループを回してやっていく。つまり4グループでやっていくというふうに伺ったんですけれども。やはり4年あると、建物が途中で立って見通しがきかなくなるとか、ある程度環境の動きなどが出てくると思うんですが。その場合というのは、やはり途中で見直しですとか、追加みたいなものが可能なのでしょうか。それともそういうものは全くやらずに、その該当のグループが発表したものを4年間継ぐのかというのをもしお分かりになれば教えていただきたいと思います。

○学務課長 道路の状況なのですぐには変わらないかなということと、他の区を見まして

も数年に1回のサイクルで点検のペースを組まれているところが多いということで、台東区もこのようにしたいと考えておりますが、委員のおっしゃるとおり、やはり大規模な建築等が行われると交通事情が変わってくる可能性が十分ございます。

すみません、詳細を説明しなかったのですが、プログラムの2ページには、必要に応じて随時交通安全、合同点検を行うことができるというふうにしてございますので、学校からそういうような気づきですとか、お申し出があれば、そういった調整を行いたいというふうに考えております。

○浦井委員 見落としまして大変失礼いたしました。

そういうことであれば大変安心だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川崎委員 一つ質問ですけれども、これは交通安全点検という内容ですが、通学路には未だにブロック塀の問題があります。この関係機関を見ると建築課は入っていないようです。そういうところの点検はこのプログラムに入っていないという理解でよろしいですか。

○学務課長 今回の点検の中には、直接的に通学路上にあるブロック塀の内容というのは、含まれてはいないのですが、実は別のところで、ブロック塀の危険性というのは建築課と連携をしております、危険だと今区内で把握されている該当箇所が何件あるかというのはこちらにも情報をいただいております。なので、こういった機会を通じて、生徒さんにどこが危険であるかというのを認識していただくような、そういった機会にできればというふうに考えております。

○川崎委員 ありがとうございます。ぜひ連携を強化してやっていただければと思います。ありがとうございました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 では次に、学務課のウについて、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 補助教材費等の支援というのは保護者にとってはありがたいことだと思います。これまで補助が次々に拡充しているのですけれども、それに対する保護者の声などがありましたら教えてください。また、今回支援となる宿泊行事費は要保護や準要保護の人たちにとってはそんなにメリットがないということもあるのかなと思います。その辺りのご意見や予想される声などがありましたら教えてください。

○学務課長 まず1点目の保護者様からの声でございますが、やはり費用を支援しているものについては助かっているというような声をいただく機会が多くございます。PTAさんとの要望の聞き取り等でもそういったお声をいただくんですが、やはりそれとセットで、宿泊行事もというような声もありまして、やはり今の保護者様の中には費用負担に対する強い懸念といいますか、そういったことがあるのではないかなというふうに考えております。

また、2点目でございます。就学援助を受けられている方にとっては今まで費用が補助されていたものが、今回の制度改正によっても特に変更はないので、確かにその影響はな

いのかなと思います。ただ一方で、今回行うものにつきましては教育環境の整備ですので、義務教育として、教育課程上実施しているものについては義務教育は無償であるということをつままして、費用は区で負担をするというような考え方に変えたものでございます。

資料上でご説明した対象の範囲外となるものですね、例えば通学用品費ですとか、部活に関わる用品、こちらにも実は費用が高いというお声もいただくんですけども、教育課程外ということで対象外にはいたしますが、ただ個別の事情に応じて引き続き福祉的な観点で、就学援助等で支援をしてまいりたいと。そういった整理でよいと思います。

○**神田委員** よく分かりました。ありがとうございます。

○**岩永委員** 近年、旅行費が確実に高くなってきている状況がでございます。中学校の場合に、宿泊行事の公費補助は、大変助かります。各ご家庭はありがたいと思えるのではないかと思います。

そこで、予算の総額はここにお示しいただいていますが、個々の児童・生徒への補助金額の上限がありましたら教えていただければと思います。

○**学務課長** 中学校の宿泊行事でございますが、いろいろ種類がございますので、それぞれに区のほうで目安額というもの、基準額を決めまして、その中で実施をしていただくというようなことで実施をしております。

例えばですけども、修学旅行で言いますと、実績を基に物価上昇率を掛けまして、その物価上昇率を掛けたものと、あと修学旅行であるとは行き先でどうしても班別行動というものが生じます。なので、それに関わる費用を調査させていただきまして、当面8万3,000円というような額を設定しております。それが霧ヶ峰とか立山とか、いろいろ種類ごとに金額を設定して予算を積算しているところでございます。

○**岩永委員** ありがとうございます。8万3,000円という上限、心強く思います。

○**佐藤教育長** そのほか、よろしいですか。

(なし)

○**佐藤教育長** それでは次、続きまして学務課のエについて、何かご質問はございますでしょうか。

○**浦井委員** やはりこちらの資料4にも書いていらっしゃいますけれども。今後小学校知的障害特別支援学級に就学する児童数というのは、明らかに増えていくと思いますので、こちらで今回のような整備ですとか、それに対応する姿勢というのは必要不可欠だと思います。その上で意見となりますが、ぜひ使いやすく充実した施設の拡充をお願いいたします。

○**神田委員** ちょっと私も把握していなくて申し訳ないんですけど、児童数がそんなに増えていない、その割に、児童数が今後も減っていくと思うんですけども、それでも知的障害が増えている。

例えば情緒障害が増えているというのは、すごく理解はできるのですが、やっぱり知的障害も増えているという、その理由というか、分析とか。また、他地区も同じような傾向

にあって、こういう適切に子供たちに合った指導ができる教室を開くのは大変よいことなんですけど、そのあたりはどのように分析をされているか、教えていただけたらと思います。

○学務課長 まず他地区の状況でございますが、これは23区全体的に、やはり特別支援教育が、知的以外の、情緒も含めまして、全般的に増加傾向にあるというのはどこも同じでございます。

その要因としましては、これも推測になりますが、知的障害の就学相談をされるということが、ハードルが下がってきたのではないかなと。障害に対する理解が進みまして、隠すものではなくて、そのお子さんの特性に合わせた適切な教育環境を選ばれたいというような保護者の理解が進んできたことが一因にあるというふうに考えております。

特別支援学校も同様に増えてきまして、都立で特別支援学校を運営しておりますが、通常ですと年度途中で、なかなか台東区の学校だと難しい方では転学をされるんですが、今は特別支援学校もいっぱいになってしまって、今年度そういうのが受けきれないというような状況で、都のほうも苦戦をされているというふうに伺っています。やはり全体的に増加傾向にあるというふうに考えております。

○神田委員 ありがとうございます。特別支援教育へのハードルが下がり、保護者も子供たちの受け入れ状況が変わってきたのだと思います。しかし、その増え方が多いように思います。他地区も学級を増やしたりしているのでしょうか。

○学務課長 学級のつくり方は、地域的によってかなり傾向が違うというところがあります。特に地方に行きますと、各学校に特別支援学級の固定級と情緒の固定学級はもう、必ずセットで併設をされていて、それは学校間の距離が大分離れていますのでそういったことをせざるを得ないというような部分がありますが、都心区でいきますと各校の距離が近いので、ある程度固めて特別支援学級はこちらに置いて、情緒固定はこちらに置いてという、そういった工夫をされて運用されているケースが多いような、こんな受け止めをしています。

○神田委員 よく分かりました。どうもありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイ、ウ及びエについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) 児童保育課 オカ

○佐藤教育長 次に、児童保育課のオ及びカについて、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは協議事項のオ、令和8年度における保育環境の整備についてご説明をいたします。資料の5をご覧ください。

はじめに項番1、概要です。安全安心な環境は子供の健やかな成長を支え、保育の質の向上や保育士等の業務環境の改善にもつながり、また、多様化する子育てニーズに対応し、柔軟なサービスを導入することで、利便性の向上ですとか保護者の負担軽減を図るものでございます。

項番2、事業概要をご覧ください。3点ございます。

(1) 見守りカメラの設置です。子供の安全安心の確保や不適切保育の抑止、保育士等の業務環境改善のため、令和8年度から2か年程度で公立保育園に見守りカメラを設置いたします。見守りカメラは、各保育室、それから遊戯室に設置をいたしますが、普段はモニターに表示をせず、何か確認を要する事案があった場合に録画した映像を確認いたします。

(2) おむつの定額制サービスの導入です。各家庭から現在持参していただいている紙おむつ及びおしりふきについて、園にあるものを一定の月額料金により利用できるおむつの定額制サービスを区立保育園10園、石浜橋場こども園で実施いたします。

ア、実施方法です。利用希望する保護者と事業者の間で、1か月単位で直接契約をし、月額料金を支払ってサービスを利用していただきます。利用者と事業者の直接契約のため、区の経費負担はございません。

イ、スケジュールについては、政策会議に諮った後、サービス提供事業者の募集をいたします。区による一次審査、保護者アンケートによる二次審査で事業者を選定いたします。6月以降、保護者と事業者による任意契約を行い、7月からサービスを開始いたします。

次のページをご覧ください。3点目は、居宅訪問型病児・病後児保育利用料助成の充実です。区では現在、子供が病気やけがで登園ができないときに、ベビーシッターを利用された保護者に対して、利用料の一部を助成しています。この助成上限額を増額するものです。児童1人あたり年間4万円の上限額を8万円に増額いたします。

項番3の予算額（案）です。（1）見守りカメラの設置について、令和8年度工事に係る7,582万3,000円、（3）の病児・病後児保育利用料助成の充実分80万5,000円を合わせまして、記載の7,667万6,000円を計上してございます。

項番4、今後の予定は、政策会議に諮り、第1回区議会定例会の所管委員会に報告をした上で事業を実施してまいります。本件についてのご説明は以上です。

次に、協議事項のカ、谷中保育園隣接地整備についてご説明をいたします。資料は6をご覧ください。

はじめに項番1、概要です。昨年本委員会にもご報告させていただきましたが、谷中保育園の隣接地を取得いたしました。こちらの隣接地を整備し、公道から保育園に出入りできるようにいたします。これにより車両の搬入が可能となり、駐輪スペースや公道に接した避難経路の確保が可能となるものでございます。

項番2の整備図面は、次のページの別紙1をご覧ください。園舎と記載があるところの南

側、図面でいうと右側のL字型が当該地でございます。

項番3の整備内容については、その次のページのイメージ図、カラーになっておりますが、イメージ図も併せてご覧ください。青枠で囲まれた範囲について地面をアスファルトで舗装し、公道に面したところに出入口などを設置。隣接地との間にはフェンスを設置し、あと、園舎と今回の当該地はちょっと段差があるので、そこをつなぐスロープ等を設置いたします。整備後の出入口から園舎への動線は赤く示したとおりでございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、予算額（案）は6,492万2,000円でございます。

項番5、今後の予定は政策会議に諮り、第1回区議会定例会の所管委員会にご報告をする予定でございます。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まず、児童保育課のオについて、何かご質問はございますでしょうか。

○岩永委員 （1）見守りカメラの設置につきましては、これ、保護者あるいは保育士、園への周知がポイントになるかと思うんですが。その手順等について、もう少しご説明いただければと思います。

○児童保育課長 ありがとうございます。まず職員へのご説明なんですけれども、まずこちら、導入の前に丁寧に説明してきておりまして、当然なんですけれども、保育をしているところを、映像に撮られるということについての心理的負担が職員のほうにもあるというのは実際職員の方からも声をいただいております。そういった面と、一方で、今そういう適切な保育などを取り上げられる機会もあり、そういう映像を残すことによって、自分たちが間違ったことをしていない、きちんと保育しているということを記録として残せるんだということを、丁寧に話をしてご理解をいただいて、今回職員のほうからも導入することについて、何というか、自分たちの身を守るために必要なことであるという要望が、職員のほうからも出たというような状況がございます。

それから今後、保護者については当然、自分のお子さんの映像を撮られてそれをどのように使うかということについては、使い方についてのマニュアル等もきちんと整備をして、そこもセットでご説明できるようにということで準備をしていって、ご理解をいただけるようにしていきたいと考えております。

○岩永委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○浦井委員 今の岩永委員のご質問の中で一つ、私もお伺いしたいんですけれども。今、映像のほうをどういうふうにするかということで、了承を得てというお話で、それはそのとおり、ぜひお願いしたいと思います。ただ、最終的にその録画した映像をいつまで、どういうふうに保存して、最終的にどう廃棄するのか。そこまでを明確に決めておかないと、やはりお子さん方のいろんな姿が映ると思いますし、保育士自身は映っていることを認識していてもお子さんは意識せず、活動していたりすると、やはり後でいろんな形でどこかに流出したりした場合、大きな問題になると思います。いろんなご検討の中で既に出てい

らっしゃるかとは思いますが、この廃棄の方法と、最終的にいつまで保存して、どのように扱うのかというあたりを、もしお分かりになれば教えていただけたらと思います。

○**児童保育課長** ありがとうございます。映像については容量の関係も実はございまして、今のところですけども、機械の能力的に1か月程度の映像が録画されて、それより先が消えていくという、そのようなふうな運用になっていくのかなというふうに思っております。そこも含めてきちんと、入れる会社さんと、それから保護者に説明する際もそのあたりも含めてご説明できればというふうに思っております。

○**浦井委員** ありがとうございます。どういうカメラを使うかとか、どういうふうな形でやるかとかによっても違うと思いますし、予算とかもあるのであまり無理は言えないんですけれども。できれば2、3か月とか、ある程度の期間、長めに映像を保存していただいたほうがありがたいかなと思います。やはり事が発覚して遡ると、1か月を超えてしまうことも多いような気もするので。始めてから少しずつ改革していく中ででも、もう少し伸ばしていただけるかなどご検討いただけたら幸いです。あと、ずっと上書きしていくというのはいいと思うんですが、どこかの時点で、たとえばそのカメラを変えるときなどに、何らか必ず、どこかで破棄する必要があると思います。多分保護者の方などにもその部分まで含めて、はっきりこの部分で確実に消去されますので安心して下さいというような、卒園した時点では絶対に残っていないという趣旨の説明も必要になるのかなと思いますので、ぜひ今後のご検討の中でお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○**児童保育課長** 整備工事資料には4月からというふうに書いてございますが、現状の予定では大体3か月から4か月ほどかかるというふうに聞いておりますので、順調にいけば8月ぐらいには工事が完了できると、思っているところです。

○**佐藤教育長** そのほか。よろしいですか。

(なし)

○**佐藤教育長** それでは、児童保育課のオ及びカについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**佐藤教育長** ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(4) 放課後対策担当 キク

○**佐藤教育長** 次に、放課後対策担当のキ及びクについて、**放課後対策担当課長**、説明をお願いします。

○**放課後対策担当課長** それでは、協議事項のキ、こどもクラブ待機児童対策の今後の方針についてご説明いたします。資料7をご覧ください。

まず項番1、経緯でございます。これまで、台東区こどもクラブ待機児童対策緊急3か年プランに基づき対策を進めてきた結果、待機児童数は令和5年度の178人から令和7年4月時点では54人と減少しております。しかし、申請者数は予測を上回る増加が続いており、令

和8年度以降も引き続き待機児童対策が必要となっていることから、今後の方針を作成しております。

次に項番2、待機児童対策の今後の方針についてです。全文については、後ほど3ページ以降の別紙をご覧くださいと存じますが、まず（1）の基本的な考え方をご覧ください。こどもクラブの定員を確保することに加え、放課後子供教室や児童館といった放課後対策事業を一体的に推進していくことで、こどもクラブ需要の分散を図り、令和10年度に向けて待機児童の解消を目指してまいります。

次に（2）、主な取組内容でございます。①のこどもクラブについては、受入定員の拡大を図るため、民設こどもクラブの誘致を推進してまいります。なお、整備地域については、地域ごとの利用申請状況等を勘案し、年度ごとに検討してまいります。10年度までの整備予定については表のとおりとなります。

次に②の放課後子供教室については、令和9年度に金曽木小学校で放課後子供教室を開始するとともに、大規模改修工事期間が令和8年度から13年度まで続く田原小学校については、工事期間中に放課後子供教室を開始できるよう、関係各所と調整を図ります。

また、こどもクラブの利用申請や整備等の状況を踏まえながら、各小学校と協議した上で実施時間の延長校の拡大も進めてまいります。

次に③が、その他の放課後の居場所についてでございますが、児童館のランドセル来館事業等、こどもクラブ以外の居場所の利用推進を引き続き行ってまいります。

最後に2ページをご覧くださいと思います。項番3の今後の予定です。政策会議、第1回区議会定例会の子育て・若者支援特別委員会にご報告の上、取組を進めてまいります。

ご説明は以上になります。

続きまして、協議事項のク、令和8年度の放課後対策事業についてご説明をしたいと思います。資料8をご覧ください。

項番1、民設こどもクラブの整備です。（1）の民設こどもクラブの誘致・開設ですが、令和8年度の待機児童対策として、民設こどもクラブを2か所誘致してまいります。整備予定地域でございますが、1か所は①の台東育英小学校区周辺とし、もう1か所は②の令和8年4月時点のこどもクラブ申請状況を踏まえて決定したいと考えております。定員規模は各40名程度を予定しております。公募開始時期は令和8年4月以降とし、令和9年4月の運営開始を予定しています。

次に（2）台東区民設民営学童クラブ補助金の拡充です。国及び都の補助基準額が改正されたことや賃料相場の上昇を踏まえまして、事業者の参入と安定的・継続的な運営が図られるよう、補助制度の拡充を行います。①施設整備費については、改正前家賃の月額上限をこれまで定員40名の場合に66万円であったものから、88万5,000円としております。②運営費については、障害児加算として、障害等が入所した場合の加配職員に係る補助を国及び都の補助額に合わせて改正をしております。また、家賃については、施設整備における開所前家賃と同様、月額上限を88万5,000円としております。

続いて、2ページをご覧ください。項番2、放課後対策事業の運営事業者選定でございます。表に記載の放課後対策事業について、令和9年度からの運営事業者を公募型プロポーザル方式により選定いたします。新規選定が金曽木小学校放課後子供教室の1事業。その他が再選定となり現事業者への委託期間が5年を経過する、表に記載の5事業となります。

(2) の公募開始時期でございますが、令和8年4月を予定し、選定結果は教育委員会にご報告した後、令和8年第3回、9月定例会においてご報告を予定してございます。

(3) 事業開始時期は令和9年4月でございます。

続きまして、項番3のこどもクラブにおける長期休業期間の弁当配送の実施です。

(1) の概要でございます。こどもクラブでは、長期休業期間における保護者の弁当作りの負担を軽減するため、希望者が弁当を注文できるよう、弁当事業者を手配しております。しかし、配送費用の高騰等により対応可能な弁当事業者が不足していることから、区が配送費用等を負担して、安定した提供体制を構築いたします。過去に弁当事業者の選定については、公募型プロポーザル方式により実施し、①令和8年4月に公募を開始し、②の令和8年度の夏休みから事業開始できるように進めてまいりたいと考えております。

続いて、3ページをご覧ください。項番4の予算額です。こちら資料記載のとおり、令和8年度予算に計上してまいります。

最後に項番5、今後の予定です。今月の政策会議に諮った後、第1回区議会定例会に報告、委員会終了後、周知をしてまいります。

長くなりましたが、説明は以上です。両案件ともよろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まず、放課後対策担当のキについて、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは次に、放課後対策担当の、先ほどのクについて、何かご質問はございますでしょうか。

○川崎委員 キとクを通しての質問になります。

○佐藤教育長 どうぞ。

○川崎委員 これは年々増加傾向が続いていくと予測されているのだと思うんですが、定員がいっぱいで足りない、では次補充しましょう、という感覚でやっていると、いつまでもそれをやっている雰囲気がある。何か抜本的に対策をしないといけないように、この資料を見ると、数字を見ると思ってしまう。

恐らくニーズなのだと思うんです。現在のご家庭のニーズがこちらに寄っているのだというふうに思われるので、大きな方向転換も含めた対策を考えた方がよろしいのではないかなというふうに、資料を見て思いました。

すみません、感想です。

○放課後対策担当課長 確かに委員おっしゃるとおり、ずっと要望に応じていくという状況で、エンドレスのような感覚をお持ちになるかとも思いますが、今現時点では資料で言いますと、こどもクラブ待機児童対策の今後の方針については、別紙のほうに、4ページになりますが、需要の予測を載せさせていただいています。

私がこれからご説明するのは、やっぱり必要なんだというところの説明になってしまうんですが、申請者数の予測もずっと載せさせていただいています。小学生の年齢人口が減ってはいく中で、でも申請者数は伸びていくと。申請者数については、やっぱり共働きの世帯の率ですとかが伸びていることですか、実際に保育園の児童数も伸びに転じるということですか、あとは出生者数も令和5年度を底に上がり始め、また増加に転じています。そんなこともありまして、必要であるというところはそういう認識であります。

あともう一つは、我々としては放課後子供教室とこどもクラブと、あと児童館のランドセル来館、この三つで、ほかにも他部署の事業として、ベビーシッター事業ですとか、ファミリーサポートとかもございしますが、一体的にご案内をしながら、ご家庭には選んでいただくような形で、こどもクラブの需要を抑えつつ、全児童対策である放課後子供教室とかをご利用いただくということで抑えていきたいというふうには考えているところでございます。

○川崎委員 ご説明ありがとうございます。多分、家庭にとってはいろんなメニューがあるのが、一番よろしいのかなと思うので、ぜひその方針で進めていただければと思います。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、放課後対策担当のキ及びクについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(5) スポーツ振興課 ケ

○佐藤教育長 次に、スポーツ振興課のケについて、スポーツ振興課長、説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長 それでは、協議事項のケ、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場整備に向けた基本計画についてご説明いたします。資料9をご覧ください。

はじめに項番1、概要です。台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場や隣接する屋外施設は各箇所にて老朽化により劣化が進んでいる状況でございます。このため、各施設の機能向上や利用者ニーズをはじめ、近年の気候変動やユニバーサルデザインに対応した施設となるよう、陸上競技場の整備に向けた基本計画案を策定いたしました。

次に項番2、基本計画の要旨です。(1)施設整備の基本的な考え方でございますが、様々な競技種目が実施できる総合スポーツセンターとして、屋外施設に必要な既存機能を

減らすことなく、陸上競技場の機能拡充を図ることといたします。

(2) 主な施設の機能拡充でございますが、ア) 陸上競技場では、観覧席の屋根の新設や夜間照明等の新設、エレベーター・乳幼児休憩室の新設を行うこととし、イ) 野球場、庭球場では、照明塔のLED化やフェンスの嵩上げ、人工芝の張替えを行うことといたします。

それでは、別紙、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場施設整備基本計画の案をご覧ください。主な内容についてご説明いたします。記載のページ番号に沿ってご説明いたします。

1ページ目をご覧ください。項番1、はじめにでは基本計画の導入として、計画策定の背景や目的をまとめております。

2ページをご覧ください。項番2の計画の実績では、本計画が上位計画である基本構想、長期総合計画、行政計画、スポーツ振興基本計画でどのように位置づけられているかを、2ページ・3ページ目に記載しております。

4ページ目をご覧ください。項番3、施設概要では、リバーサイドスポーツセンターの屋外施設の概要や敷地条件などを4ページから6ページ目に記載してございます。

7ページ目をご覧ください。項番4、利用状況では、各屋外施設の利用者数などの統計を、7ページから10ページ目に記載しております。

11ページ目をご覧ください。項番5、屋外施設の課題では、各屋外施設の現状と課題を整理しております。①陸上競技場では、トラックについて、ウレタン舗装の表面が磨耗していること、フィールドについて、人工芝の摩耗や経年劣化が見られること、観客席については、ベンチの劣化やひび割れが発生し、また熱中症対策やバリアフリー化を更新する必要があること、諸室等では、漏水や劣化が見られることなどが課題となっております。

12ページ目をご覧ください。②野球場・③庭球場では、人工芝の磨耗や劣化が見られること、④駐車場では路面の劣化が見られることが課題となっております。

13ページ目をご覧ください。項番6、利用者アンケートは、昨年7月の第14回教育委員会定例会にもご報告いたしましたが、アンケート結果を記載しており、主なご意見としては、観覧席への屋根の設置、トイレ機能の充実、照明設備の設置などのご意見をいただいております。

16ページ目をご覧ください。項番7、施設整備に向けた検討でございます。この度の整備にあたり、利用者アンケートでも利用陸上競技場のトラックの大きさについてご意見をいただきましたので、現在の200mトラックの大きさについて検討いたしました。

はじめに、①250mとした場合です。この場合、トラックを西側に4.2m拡幅する必要があり、管理棟の機能を縮小する必要があるため、観客席が現行の1,040席から約800席となるなどの影響がございます。

次に、②300mトラックで直走路・曲走路6コースとした場合です。トラックを北側に17.7m拡幅する必要があり、庭球場・野球場の移設や面積の縮小が必要となること、また

西側に17.2m拡幅する必要があるため、管理棟の整備が困難となり、更衣室やトイレ、倉庫などが設置できなくなります。また観客席も簡易的な座席を約390席しか設けることができない等の影響がございます。

17ページをご覧ください。③300mトラックで曲走路を4コースとした場合です。こちらでも先ほどの②と同様に、庭球場野球場に影響が生じ、また管理棟の整備が困難となり、観客席を約390席まで減らす必要がございます。

次に④野球場・庭球場に影響が出ない形で、300mトラックを整備した場合です。こちらの場合、西側に8m拡幅する必要があり、管理棟や観客席の設置が困難となること、また、跳躍場の整備も不可能となることから、日本陸上競技連盟が公認する陸上競技場としての要件が満たせなくなる恐れがあります。

18ページをご覧ください。（2）管理棟（観覧場）・駐車場では、整備にあたっての条件などを整理いたしました。はじめに①住環境への配慮ですが、陸上競技場は第1種住居地域内に位置していることから、周辺住居への日照・騒音・公害などに十分配慮する必要がある、管理棟の高さや形状は現在のものと同程度とし、屋根や照明塔などについても、周辺環境に極力影響を及ぼさないようにする必要があります。

次に②バリアフリー対応ですが、現在の陸上競技場の管理棟には、バリアフリー法の一部不適合箇所があることから、施設整備に当たっては、バリアフリーに配慮するほか、区の子育て支援環境整備ガイドラインに基づき整備する必要があります。

次に③暑さ対策ですが、開設当時と現在の気候を比較しますと、真夏と猛暑日の日数が大幅に増加しており、施設利用者の熱中症対策は喫緊の課題となっております。

19ページをご覧ください。④駐車スペースの確保です。現在、リバーサイドスポーツセンター駐車場の駐車スペースは、駐車場法や東京都駐車場条例に基づく附置義務駐車場として、51台の駐車スペースを設けております。これは、体育館と陸上競技場管理棟の延べ床面積に応じて設定されるものであり、仮に管理棟の規模を大型化する場合には、それに応じて駐車スペースの確保が必要となります。

20ページをご覧ください。項番8、基本計画でございます。（1）基本的な考え方として、陸上競技場の改築工事に当たっては、隣接する屋外施設についても一体的に捉え、アンケートで寄せられたご意見などを考慮し、各施設の機能向上を図りながら、子供から高齢者、障害者など、全ての区民が快適かつ安全に利用できるよう、記載の三つの視点により整備を進めてまいります。

21ページをご覧ください。（2）各施設の機能でございます。①の陸上競技場ではトラックについて、現行と同様の200mトラックで整備し、また、日本陸連が公認する第4種ライトの競技場を目指します。また、フィールドでは、人工芝の全面張替え、LEDの設置、一部フェンスの嵩上げを行います。観客席は現行と同程度の席数を確保し、熱中症対策として、屋根を新設いたします。諸室等は地階には屋内でスポーツができ、かつ熱中症などの一時的な退避場所となる多目的スペースを設け、1階にはバリアフリースイレやだれで

も更衣室、乳幼児休憩室を新設し、2階にもバリアフリースイレを新設いたします。

22ページをご覧ください。②の野球場では、人工芝の一部張替え、照明塔のLED化、一部フェンスの嵩上げ、ダグアウトを更新いたします。

③の庭球場では人工芝の全面張替え、照明塔のLED化、一部フェンスの嵩上げ、放送室を更新いたします。

④駐車場では、同程度の駐車場台数を確保するほか、路面塗装を更新いたします。

23ページにお進みください。（3）整備のイメージとして、管理棟、観覧席（スタンド）のイメージ図を掲載しております。

24ページにお進みください。項番9、スケジュール（予定）は記載のとおりでございます。

以上が基本計画の案でございます。

それでは最初の資料にお戻りください。

項番3、予算額（案）です。令和8年度の予算額案として、本計画を踏まえた設計委託として資料の記載の金額を計上しており、令和9年度に債務負担行為を設定しております。

最後に項番4、今後の予定です。本件については政策会議に諮った後、第1回定例会の区民文教委員会で報告いたします。その後、8年・9年度に設計を行い、また9年度には東京都への建築許可申請、建築確認申請を行い、解体工事に着手いたします。改築工事は10年度からの実施を予定しております。

長くなりましたが説明は以上です。本件についてご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 どうしても土地が限られた中での改築ということで、いろいろな要件を満たすということでいろいろご検討くださっていて、こちらの内容については、私からは特にないんですけれども。ただ一つ、最後のスケジュールのところを拝見しますと、令和9年度の最後から令和12年度まで、解体工事からだ改築が終わるまで3年以上ということになります。この間の代替施設というのは、何かしら設けるなり、案内するなりということとはなさるんですか。

やはり、なかなか代わるものというのが難しいなと思うんですけれども、やはり3年以上そういったものがなくなるということで、どこかではやらなきゃいけないんですけれども。もしお考えになっていらっしゃるようでしたらお教えいただければと思います。

よろしくお願いします。

○スポーツ振興課長 前回までの大規模改修ということで計画をした際の考え方を踏襲しますと、まず3年間丸々、この陸上競技場・野球場・テニスコートが同時期に3年間使えなくなるということはございません。順番に各々やっていきます。また、野球場につきましても今2面ございますが、2面とも両方潰すことなく、1面ずつやっていくと。またテニスコートにつきましても5面ありますが、5面のうち、3面・2面といったふうに考えてござい

ます。

ただ、陸上競技場については、やはり工事が始まりましたら使えなくなりますので、小学校の運動会ですとか中学校の運動会とかに限っては、前は墨田区さんが、同様な陸上競技場を持っていますので、事前にその際にはお借りできるように調整をしているところでございますので、今回も区議会定例会が終わった後に、墨田区さんに改めてお願いしたいというふうに考えております。

○浦井委員 ありがとうございます。安心いたしました。

多分同じような不安を持たれる団体の方ですとかもいらっしゃるかと思いますので、できるだけ広報で細かくお知らせいただけたらありがたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○川崎委員 ご説明ありがとうございます。項番4の今後の予定を見ると、かなりスパンの長い事業ですので、しかも改築工事は令和10年からということで、前にも言ったかもしれませんが、建築工事費が現在、全く予想がつかないぐらい高騰して、高止まりもしていきなく、まだ伸びるんじゃないかという予想もあるので、どうぞ予算案の作成については、慎重にお願いしたいなと思います。

不調で終わっている行政がたくさんあるので、そこをどうぞ十分お気をつけて計画してくれればなと思います。

あと、令和9年度に予定している建築確認申請は、もしかしたら計画通知ということかもしれませんね。建築確認申請は、民間が申請する行為です。行政が出すのは計画通知だと思うので、建築課に確認していただければと思います。

○スポーツ振興課長 ご指摘ありがとうございます。ちょっと建築課のほうに確認をさせていただければと思います。

昨年、大規模改修から改築に変更しますといったときの想定でございますが、今回地下を設けるといった内容で改築をした場合の当時の総工費は約47億円を想定してございました。

○岩永委員 陸上競技場の改修にあたりまして、中学校では運動会をお借りして、休日に実施していたかと思います。工事期間中は、墨田区の施設をお借りするというお話しでしたので、となると墨田区の団体さんもいろいろ使われていて、空いている日に台東区の学校・団体が利用できるというようなことになるという受け止め方でよろしいでしょうか。

○スポーツ振興課長 今委員がおっしゃったとおりでございます。

○岩永委員 そうすると、土日の運動会につきましては、実施日程を検討しなければならないという状況は当然発生するということになりますか。

○スポーツ振興課長 墨田区さんとの相談になりますが、学校さんからの要望をお伺いしながら、また墨田区さんとも相談して調整してまいりたいと考えております。

○岩永委員 ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のケについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(3) 指導課 エ

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

指導課のエについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、エ、中学校部活動の地域連携・地域展開に向けた今後の取組みについてご報告申し上げます。資料13をご覧ください。PDF、2ページでございます。

項番1、背景についてです。中学校部活動について、国は生徒の豊かなスポーツ文化・芸術活動の実現のため、持続可能な活動環境を整備する必要があるとし、将来にわたり子供たちがスポーツや文化芸術に親しむことのできる機会の確保や、学校の働き方改革を推進し学校教育の質を向上させることを目指しております。また、令和13年度までに、原則、休日の全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこととされたことを踏まえ、本区では、令和5年度から実施している地域クラブ活動のモデル実施を検証し、引続き部活動改革を推進したいと考えております。

続いて項番2、区立中学校における部活動及び地域クラブの現況（令和7年11月現在）についてです。（1）区立中学校における部活動です。詳細は別紙1を参照ください。全7校全体で部活動数87部、運動部52部、文化部35部、顧問数146人、顧問に就いている部活動が専門外の教員は54.9%、顧問に就くことを負担に感じている教員は79.0%でした。部活動指導員は、令和7年度より、各校3人を目安に配置しております。その他、技術指導等に特化した外部指導員を全校合わせて82人程度配置しております。

（2）地域クラブ活動です。詳細は別紙2を参照ください。陸上競技6種目を実施しております。活動日は、土曜日または日曜日と祝日で1回3時間程度活動しております。対象は、区立中学校及び区内在住の中学校生徒です。会場は駒形中学校校庭、令和7年11月より浅草中学校に変更しております。また、台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場を月1回使用しております。活動回数、述べ出席生徒数、平均出席生徒数については、表以下のとおりでございます。

項番3、これまでの取組みの成果と課題です。（1）部活動指導員の配置についてです。成果としましては、部活動指導員を令和7年度より3名に増員した結果、部活動以外の業務に充てることができる時間の増加や顧問の在校時間が減少していることなどから、負担軽減策として有効と考えております。また、国や都が求める方向性の中で、専門性のある指導等を通じて、生徒の活動環境の確保につながっております。

次ページをご覧ください。課題については、部活動指導に負担を感じる教員が約8割おり、一層の負担軽減が求められること。また、8割以上の教員（文化部顧問を含む）も、部活動指導員の配置を希望しているが、人材の確保が課題であるということです。

（2）モデル実施した地域クラブについてです。成果につきましては地域クラブ設立により、休日の陸上競技部がクラブ活動となったことに伴い、顧問の休日の指導負担がなくなったため、教員の働き方改革につながっていること。地域クラブ登録者の六、七割が文化部を含む陸上競技部以外の制度であり、部活動以外の活動を希望する生徒がいることからスポーツに親しむ機会になっていること、他校の友達と活動できることを参加理由としている生徒がおり、交流の場になっていることです。課題については、地域クラブ参加者は微増しているものの、1回あたりの参加人数は10人程度と少数であること。地域クラブ参加者のアンケート結果では、自らが通う学校を実施会場としてほしいという回答が半数以上あったということです。

項番4、今後の取組みについてです。（1）部活動指導員については、①令和8年度より運動部に加え、文化部についても配置を可能とすること。②部活動指導員の需要増に対応し、安定的に人材を確保するため、採用・人材派遣等の委託化を検討してまいります。

（2）地域クラブ活動については、①令和8年度は陸上競技を対象とした陸上クラブ活動実施会場を変更します。②令和9年度からは、柏葉中学校をモデル校として、休日に実施している全ての部活動を地域クラブとして活動していきます。

項番5、今後の予定です。令和8年1月、政策会議。第1回区議会定例会区民文教委員会に報告。4月には陸上競技クラブ実施会場の変更及び部活動指導員の文化部への運用を拡大します。

報告は以上です。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○川崎委員 項番4の今後の取組みの（2）地域クラブ活動で、令和9年度以降、柏葉中学校をモデル校として、休日に実施している全ての部活動を地域クラブとして活動するということですが、これは文化系も運動系も含めて全てでしょうか。

○指導課長 実際に柏葉中学校の、休日部活動を行っている令和7年度の状況ですけれども、9部活動になります。文化部活動は、1部活、吹奏楽部のみでございます。

○川崎委員 それを全て地域クラブ化するということは、休日は指導者が変わるということですね。

○指導課長 そのとおりでございます。教員にとってそういった働き方につながるところ、またこのアンケートの中では、やりがいを感じている教員については、兼業・兼職を行いまして、その事業者に雇っていただいて指導にあたるというような形で考えております。

○川崎委員 理解がまだ進んでないのですが、そうすると、例えば部活動で休日に試合に行くというときは、その指導員の方が連れていくような体制に移行されるということでしょうか。

○指導課長 そのあたりについては、まだ大会等は学校単位で大会が運営されているという事ですので、今の部活動として参加するというような形で考えております。

○川崎委員 その場合は学校の先生になってしまうということによろしいですか。

○指導課長 はい。そのとおりです。

○神田委員 教員の働き方改革というのが主なねらいだと思うので進めていただきたいのですが、地域との連携など難しい点もあるのかと思います。

休日に地域クラブ活動としてやっているものは、どうしても個人の興味になってしまいがちかと思うのですが、そのあたりを今後どんなふうに見通しているのでしょうか。また、人材がいらないというのは、全く人がいないということでしょうか。それとも、かたよりがあつて、うまく配置できないということでしょうか。詳しく教えてください。

○指導課長 まず見通しですけれども、今後の柏葉中学校をモデルとしていくところについては、現時点では、先ほど言いましたように、9部活、実際に個人種目もありますけれども、集団スポーツというところで、現状としては、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、野球部でございます。そういったものを休日行っている部活動をやっていくということで考えております。すみません、もう一点、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○神田委員 人材確保で、どのような課題があるのかということ具体的に教えてください。

○指導課長 指導課としても、様々な働きかけということで、東京都の人材登録のほうでTEPROなども活用しながらやっているんですけれども、そのような学校が求めている部活動にぴったりと合う指導員というのを、確保するというのがなかなか難しいところではございます。

ですが、そういう中でも3名に増やしていただいた中では、極力そういった中で探していきつつ、学校に合った方であれば配置をしているというところがございます。

○神田委員 ありがとうございます。学校の先生たちや管理職が負担になるのかなと思いますが、人材確保の方法を今後も工夫していただけたらと思います。

○岩永委員 私は、部活動が好きで教員になった経緯もあり、この件に関しましては、とても心配しているところでございます。

文科省では、過去にわたって何回か部活動の地域移行を試みたのですが、一向にうまくいかなかった歴史があります。そして、ついに今回、地域移行終了の時期を決めて、全国的に地域連携・地域展開をすると決定し、各地区で地域展開に移行するところまできたと認識しております。

私なりに、国の方針を受けて台東区としてどうしたらいいかというのをずっと考えてまいりました。質問というよりも「私はこう考えていますがいかがでしょうか。」という立ち位置で、お話をさせていただこうと思います。

部活動については様々な立場やご意見があります。学校、教員、保護者、地域、生徒の

全ての要素を勘案して、いい方法をつくりだそうとしても、恐らくどれだけ議論しても進まない事案だというように私は受け止めています。そこで、地域展開を進めるにあたって、できるだけシンプルに課題を整理して、その課題を重点的にクリアしていくことが地域展開を円滑に進める方法というように考えています。

シンプルに考える中で一番優先すべきことは、台東区の子供たちを、よい指導者の下で生き生きと活動させてあげたいということです。このことは多くの方々に賛同いただけると思います。この考え方で地域展開を進めていただきたいと考えています。

これを進めるにあたって課題は、優秀な指導者の確保だと考えております。よい指導者を民間業者に委託して、良い指導者が確保できるかどうかには若干の不安があります。台東区のニーズに合った指導や情報提供が行われるかは、保証はありませんが、指導者確保に向けた一つの方法として活用できるかと思っております。併せて、区としても中期的な展望に立ち、あらゆるネットワークを使って、「この人なら」という人材を今から集めていくことが必要と考えています。地域展開の締切り期限までに間に合わないのではないかと思います。

いただいた資料の中では、部活動の指導を負担に感じていらっしゃる先生方が8割いらっしゃいます。一方で、部活動の指導に意義を感じている先生方もいますので、その先生方には安心して指導できる環境を整えていくことが必要だと思います。負担を感じている8割の先生方には、専門的な指導者を区が確保し、先生方の負担感の解消をしなければなりません。

指導者の確保については、教員には人事異動という難しい課題もあります。6年たてば確実に指導者が異動します。抜けた後の指導者の確保をどうするか。各学校で最善の策を立てるとともに、指導者が確保できない場合には、区として指導者の補填ができるシステムを整備するということしかないかなと思います。

指導者確保の視点で、台東区として一番協力を得やすい立場の人は、退職された先生方だと思います。今、区内で勤務されている先生方、小学校の先生方まで幅を広げて協力要請をしてもいいと思います。それから、地域にも部活動に協力をしてくださる方々がいらっしゃるのではないかともあります。また、教員を目指す学生さんなども含めて、区としての人材確保のシステムをどう作るのがポイントだと思っています。異動した教員の中でも台東区が好きで、台東の子供たちのためにとやってくくださる方は結構いらっしゃるのではないかと推測します。そういった方々を集めるネットワークづくりを全中学校が協力して進めていくということが一つの方法だと思います。劇的な改善にはなりませんが、着実な歩みを進める手立ての一つになるのではないかと考えております。それでも指導者が埋まらない場合には、公募したり、業者にお願いしたりして人材を集めるという作業に取り掛かる必要があるかと思っています。そうした地道な手立てを区が行うことで、資料に記載された8割の先生方の負担感を軽減していくということにつながると考えております。

移行期限まで何年もありませんので、具体的な動きを始める時期なのかなと考えており

ます。いかがでしょうか。

○指導課長 ありがとうございます。やはり人材確保というところは、これまでも課題ではありました。公募等で受けていただいた教員の中にも、そういった部活動を退職してからも引続きやっていきたいという教員もいたというのが実際にありましたので、そういった教員の情報というのを積み上げながら、ということと、やはり様々な人材、人脈によって、そういう台東区で力を発揮したいという教員の力というのを、人材バンクといいますか、そういったことも必要ではないかというふうには思っております。

正直言って、指導課のほうも含めて、そういう人材を集めていくというのはなかなか難しい部分もありますので、その今後の取組の、部活動指導員については②のところに、そういう企業での人材派遣ですとか、採用ということも含めた委託ということも含めて、人材確保をしつつ、そういったことも検討していく必要があると指導課としては今考えているところでございます。

○岩永委員 よろしく願いいたします。

以上です。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のエについては報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件については以上でございますが、その他、何かご発言等がございましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後3時39分 閉会